

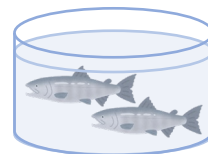
令和5年4月1日からスタート

陸上養殖業が届出制になります！

「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、陸上養殖業が届出養殖業として定められました。

Q. 届出制の対象となる陸上養殖業は？

A. 次のような陸上養殖業が対象になります。



食用の水産物を、

- 海水や、淡水に塩分を加えた水等を使用して養殖しているもの。
- 閉鎖循環式で養殖しているもの。
- 餌や糞等を取り除かずに排水しているもの。

※餌や糞等の除去には、柵や網を設置する等の簡易な方法も含まれます。

対象外となるもの

- ・ 種苗生産
- ・ マス、アユ、コイ等の淡水掛け流し式養殖、ウナギ養殖 等は対象外です。

Q. 何を提出しなければならない？

裏面をご覧ください

ご不明な点等ございましたら、お問合せください。

問合せ先

水産庁増殖推進部裁培養殖課養殖企画班

電話：03-3502-0895 FAX：03-6744-2386

Webページ

養殖業の振興

検索

https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku_kaimen.html



Q. 何を提出しなければならない？



A. 「届出書」と「実績報告書」の提出が必要です。

様式はホームページに掲載するほか、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用した申請も可能になります。

✓ 届出書

- ①現に営んでいる方は、**令和5年4月1日（土）から同年6月30日（金）まで**の間に、
- ②新たに営もうとする方は、**養殖を開始する日の1か月前まで**に、「届出養殖業の開始届出書」を2部、養殖場の所在地を管轄する都道府県知事まで提出してください。

✓ 実績報告書

4月1日から翌年3月31日までの実績について、4月30日までに、届出をしている養殖場ごとに「実績報告書」を2部作成し、養殖場の所在地を管轄する都道府県知事まで提出してください。



届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、**10万円以下の罰金**が科せられることがあります。

参考

内水面漁業の振興に関する法律施行令

（届出養殖業の指定）

第二条 法第二十八条第一項の政令で定める養殖業は、陸地において営む養殖業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 **食用の水産動植物**（うなぎを除く。）を養殖するものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。

- イ 水質に変更を加えた水又は海水を養殖の用に供するもの
- 養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去することなく養殖場から排出するもの

	掛け流し式 (物質の除去あり)	掛け流し式 (物質の除去なし)	循環式
河川等の淡水湧水	対象外	○ (□)	○ (イ)
上下水道の水	対象外	○ (□)	○ (イ)
海水	○ (イ)	○ (イ、□)	○ (イ)

※ 着色箇所が届出制の対象。

※ 物質の除去には、柵や網を設置する等の簡易な方法も含まれる。